

生活保護を含めた貧困・困窮者支援にかかる指定都市市長会緊急要請

政府においては、去る 10 月 23 日の「緊急雇用対策本部」にて「緊急雇用対策」を取りまとめ、特に貧困・困窮者等に対する支援については、最優先課題として取り組むこととしている。

貧困対策については、緊急・臨時的な対応のみならず、新たな雇用の創出のための経済対策や雇用・年金・医療・生活保護など社会保障制度全般にわたるセーフティネットの再構築についても、併せて直ちにに取り組む必要がある。

特に、最後のセーフティネットとしての生活保護制度については、昭和 25 年の制度創設以来、少子高齢化、人口減少社会の進展、就業形態の変容など、社会経済情勢の変化への対応ができておらず、直ちにその抜本改革が必要である。

先月 19 日にも要請したところであるが、生活保護制度は憲法第 25 条の理念に基づく社会保障の根幹をなすナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施され、その経費は全額国が負担すべきものであるにも関わらず、とりわけ保護率の高い大都市においては、生活保護に要する負担の増加が市財政全体を圧迫し、行政運営に支障を来たしている。

このような中、先日、緊急雇用対策における貧困・困窮者支援の一環として、雇用、住宅、生活支援にかかる各種支援サービスの相談・手続を一つの窓口でできるようにする「ワンストップ・サービス・デイ」の実施について、協力依頼があったところである。

指定都市市長会は、今回の政府の取組の趣旨や理念を理解し、可能な限り協力を行う所存であるが、生活保護を含めた貧困・困窮者支援については、緊急・臨時的な対策及び抜本的な対策が必要であることから、次のとおり要請するものである。

1. 「貧困」に対する抜本的対策の推進

貧困対策について、緊急・臨時的な対応のみではなく、雇用、年金、医療、生活保護も含めた社会保障制度全体のセーフティネットの再構築にかかる抜本的対策について、地方の意見を十分に反映させつつ、直ちに具体的な検討に着手すること。

2. 急増する生活保護対象者への対応

昨年秋以降の急激な生活保護世帯の増加によって生じている大幅な自治体の負担増加や、今後見込まれる扶助費・人件費負担等の増加、さらには、母子加算の復活等に伴って必要となる財源に対して、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の負担により緊急的な財政措置を講じること。

3. 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施にあたっての十分な配慮

生活保護相談などについては、その場で確認できる情報が限定されていることなどから、試行実施における自治体担当者の役割は、あくまでも一般的な相談及び制度説明であることを十分に周知徹底させること。

また、試行実施にあたっては、自治体の通常業務に支障を及ぼさないよう十分に配慮すること。

4. 「ワンストップ・サービス・デイ」の定期開催及び年末・年始の開催にあたっての地方自治体の状況、意見の十分な反映

定期開催及び年末年始の開催については、試行実施の結果と自治体の意見や個別の状況を十分に踏まえ、慎重に検討を行うこと。

その際には、各種の制度活用により生活保護へ至らないための相談対応との趣旨から、ハローワーク独自の相談員の配置や就労支援や雇用関連施策のノウハウを持つハローワーク職員の福祉事務所等への派遣についても併せて検討すること。

また、実施する場合においては、現場での混乱を回避し、適切な支援が行われるよう、全国での一斉実施とすること。

平成21年11月12日
指定都市市長会